

公益社団法人日本臨床細胞学会雑誌投稿規定

1. 投稿資格

筆頭著者及び投稿者は日本臨床細胞学会会員に限る。なお、編集委員長が認めた場合に限り、筆頭著者及び投稿者が会員以外であることが容認される。

2. 掲載論文

- 1) 論文の種別は総説、原著、調査報告、症例報告、特集、短報、編集者への手紙 (Letter to the Editor)、読者の声である。(依頼原稿については後述)
- 2) 投稿論文は臨床細胞学の進歩に寄与しうるもので、他誌に発表されていないものに限る(10章にて詳述)。
- 3) 論文作成に際しては、プライバシー保護の観点も含め、ヘルシンキ宣言(ヒトにおけるbiomedical研究に携わる医師のための勧告)ならびに「人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省(令和3年3月23日(令和4年3月10日一部改正))、<https://www.mhlw.go.jp/content/000909926.pdf>)が遵守されていること。

※これらの指針は、学会誌各年1号に記載。

- 4) 論文の著作権は本学会に帰属し、著者は当学会による電子公開を承諾するものとする。セルフ・アーカイブ(自身のホームページ、所属機関のリポジトリなど)においては表題、所属、著者名、内容要旨の公開は学会誌の発行の後に認められる。
- 5) 論文投稿に際し、著者全員の利益相反自己申告書(様式2)を添付すること。なお、書式は<https://jscc.or.jp/formality/coi/>からダウンロードして用い、署名欄には自署する。この様式2に記載した利益相反の内容は論文末尾、文献の直前の場所に記される。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に、「筆者らに、開示すべき利益相反状態はありません。」などの文言を入れる。
- 6) 論文投稿に際し、原著論文並びに調査報告で人を対象とする研究の場合は、受けた倫理審査の手続き、承認を与えた倫理委員会の名称、承認番号等を記載する。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意を払うこと。

3. 投稿形式

- 1) 電子投稿とする。
- 2) 電子投稿の際には、以下のサイトからアクセスする。
<https://www.editorialmanager.com/jjscc/>

4. 執筆要項

1) 文章と文体

- (1) 用語は和文または英文とする。
- (2) 平仮名、常用漢字、現代仮名づかいを用いる。ただし、固有名詞や一般に用いられている学術用語はその限りではない。
- (3) 度量衡単位はcm, mm, μm , cm^2 , m l, l, g, mgなどCGS単位を用いる。
- (4) 外国人名、適当な和名のない薬品名、器具及び機械名、または疾患名、学術的表現、科学用語については原語を用いる。大文字は固有名詞及びドイツ語の名詞の頭文字に限る。英文での投稿原稿の場合も和文の場合に準ずる。
- (5) 医学用語は日本臨床細胞学会編集の「細胞診用語解説集」(<https://jscc.or.jp/publications/saiboushinyougo/>)に準拠すること。また、その略語を用いても良いが、はじめに完全な用語を書き、以下に略語を用いることを明らかにする。

2) 原稿の書き方

本誌電子投稿サイトの指示に従う(<https://www.editorialmanager.com/jjscc/>)。

3) 電子ファイル

以下の電子ファイル形式を推奨する。

表題ページ，本文，図，表の説明 (Figure legend) ，参考文献：Word, RTF, TXT

図：TIFF, JPEG, PDF

表：Excel

なお，図（写真を含む）の解像度は，雑誌掲載サイズで300dpi以上が目安である。

4) 総説・原著・調査報告・症例報告・短報論文の様式

(1) 構成

タイトルページ，内容要旨，索引用語 (key words) ，本文，利益相反状態の記載（様式2の内容は論文末尾に添付する），英文要旨，文献，図及び表の説明，図，表の順とする．原稿には通し頁番号をふる．タイトルページ（1枚目）には，当該論文における修正稿回数（初回，修正1など），論文の種別（原著，症例報告，短報など），和文の表題（50字以内），著者名，所属のほかには論文別刷請求先，著作権の移譲と早期公開に対する同意を明記する．

2枚目には内容要旨，索引用語を記載する．本文は内容要旨とは別に始める．

(2) 著者

著者名は直接研究に携わった者のみに限定する．著者数は以下のとおりとし，それ以外の関係者は本文末に謝辞として表記されたい．

原著：12名以内

調査報告：10名以内

症例報告：10名以内

短報：6名以内

編集者への手紙：6名以内

総説：1名を原則とする

(3) 内容要旨

編集者への手紙を除いて500字以内（短報は300字以内）に日本語にまとめ，以下のような小見出しをつける．

原著と調査報告：目的，方法，成績，結論

症例報告：背景，症例，結論

短報：原著または症例報告に準ずる

総説と特集：論文の内容に応じて適宜設定

(4) 索引用語

論文の内容を暗示する英語の単語 (Key words) を5語以内で表示する．原則として，第1語は対象，第2語は方法，第3語以下は内容を暗示する単語とする．

key words例：

胆嚢穿刺吸引細胞診一胆嚢癌4例の細胞像と組織像-

Gallbladder, Aspiration, Cancer, Morphology

肝細胞癌についての1考察

Hepatocellular carcinoma, Morphology, Review

喀痰中に卵巣明細胞腺癌細胞が見出されたまれな1例

Clear cell adenocarcinoma, Cytology, Sputum, Metastasis, Case report

(5) 本文及び枚数制限

a . 原著・総説・調査報告

本文，文献を含め10,000字以内（おおむねA4判20頁程度）とする．

表は，10枚以内とする．

図（写真を含む）の枚数に制限はないが，必要最小限の枚数とする．

b . 症例報告

本文，文献を含め6,000字以内（おおむねA4判12頁程度）とする．

表は、5枚以内とする。

図（写真を含む）に制限はないが、必要最小限の枚数とする。

c. 短報

文字数を3000字以内とする。

図は4枚以内、表は計1枚までとする。

d. 編集者への手紙

本誌に掲載された論文に関する手紙形式の短い論文（追加検討、著者への質問、論文に関連する問題提起など）を、編集者への手紙の形で受け付ける。見出し等の形式は定めない。図は2枚以内、引用文献は6編以内、著者は6名以内、要旨は不要、刷り上がりは概ね2ページ以内とする。

(6) 英文表題、氏名、所属、要旨

a. 本文とは別紙に、表題の英訳及びローマ字つづりの著者名、所属の英文名を記す。著者名のあとに、以下の略号を用いてそれぞれの称号あるいは資格を付記する。

医師：M. D., M. D., M. I. A. C. あるいはM. D., F. I. A. C.

歯科医師：D. D. S. とし、それ以外の称号あるいは資格は医師と同様に付記する。

臨床検査技師：M. T., C. T., J. S. C., C. T., I. A. C.,

C. T., C. M. I. A. C., C. T., C. F. I. A. C. などを記載する。

b. 論文採択後に英文抄録を提出する。

要旨内容は英語で250語以内（ただし表題、著者名、所属名は除く）とし、以下のような小見出しをつけてまとめる。

原著と調査報告：Objective, Study Design, Results, Conclusion

症例報告：Background, Case（またはCases）, Conclusion

総説：論文の内容に応じて適宜設定

(7) 短報：小見出しをつけずに100語以内にまとめる文献

a. 主要のものに限る。

原著・特集・調査報告：30編以内

症例報告：15編以内

短報：10編以内

編集者への手紙：6編以内

総説：特に編数の制限を定めない

b. 引用順に並べ、本文中に肩付き番号を付す。

c. 文献表記はバンクーバー・スタイルとし、誌名略記について和文文献は医学中央雑誌刊行会、英文文献はIndex Medicusに準ずる。参考として以下に例を記載する。

【雑誌の場合】

著者名（和名はフルネームで、欧文名は姓のみをフルスペル、その他はイニシャルのみで3名まで表記し、3名をこえる場合はその後を“・ほか”，“et al”と略記する）。表題（フルタイトルを記載）。雑誌名 発行年（西暦）；巻：頁－頁。（電子版のみ公開の時点及びdoiのみの文献では、doiでも良い）

【単行本の場合】

著者名。表題。出版社名、出版社所在都市名、発行年（西暦）。

なお、引用が単行本の一部である場合には表題の次に編者名、単行本の表題を記し、出版社名、出版社所在都市名、発行年、頁－頁。

(8) 図（写真を含む）・表

- a. 論文投稿時の図、表及びそれらの説明 (legend) に用いる文字は和文で作成する。図、表は Fig. 1, Table 1 などのようにそれぞれの番号をつけ、簡単な和文のタイトルと説明を付記する。
- b. 本文中には図、表の挿入すべき位置を明示する。
- c. 顕微鏡写真には倍率を付する。顕微鏡写真 (細胞像、組織像) の倍率は撮影時の対物レンズ倍率を用いるが、写真へのスケールの挿入が好ましい。顕微鏡写真については撮影時の倍率を表示するか、または写真にスケールを入れる。
- d. 他者の著作物の図表を論文中で使用する場合は、著作権者より投稿論文を電子公開することを含めた許諾が必要で、これを証明する書類を添付する。

5) 特集論文の様式

一つのテーマのもとに数編の論文 (原著ないし総説) から構成される。特集企画者は、特集全体の表題 (和文及び英文) 及び特集の趣旨 (前書きに相当) を1,200字以内にまとめる。原稿の体裁は原著・総説に準じる。

6) 読者の声

以上の学術論文に該当しないもので、本誌掲載論文に関する意見、本学会の運営や活動に関する意見、臨床細胞学に関する意見を掲載する。ただし、他に発表されていないものに限る。投稿は以下の所定の書式・手順による。

- (1) 表題は和文50字以内とする。表題に相当する英文も添える。改行して本文を記述する。

末尾に著者名 (資格も付記)、所属施設名、同住所の和文及び英文を各々別行に記す。著者は1名を原則とする。文献は文末に含めることができるが、表・写真・図を用いることはできない。これらの全てを1,000字以内 (A4判2頁以内) にまとめる。

- (2) 掲載の可否は編集委員会にて決定する。なお、投稿内容に関連して当事者ないし第三者の意見の併載が必要であると本委員会が認めた場合には、本委員会より該当者に執筆を依頼し、併列して編集することがある。

7) 英文投稿の場合

A4判縦にダブルスペースで和文論文について記載した各種論文の分量 (おおむねのページ数) を目安とする。

和文要旨を付し、図・表その他は和文の場合に準ずる。

8) 英文校正証明書

- a. 和文論文では、論文採択後に行う英文提出時に作成した英語表記部分、要旨ならびに図表説明について、英文校正証明書を添付することを要する。
- b. 英文論文の全文について英文校正を終了し、校正証明書の添付を要す。

5. 別 刷

別刷を希望するときは、校正時に部数を明記して申し込む。

6. 論文の審査

投稿論文は編集委員会での審査により採否を決定し、その結果を筆頭著者に通知する。審査にあたっては査読制をとる。原稿の組体裁、割付は編集委員会に一任する。

7. 校 正

著者校正は原則として初校において行う。出版社から送付された校正は、必ず3日以内に返送する。校正担当が筆頭著者以外の時は、校正の責任者と送り先を投稿時に明記する。校正では間違いを訂正する程度とし、原稿にない加筆や訂正は行えない。

8. 掲 載 料

出来上がり4頁までを無料とし、超過頁の掲載料は著者負担とする。邦文論文の英文校正料は学会負担とし、別刷代については半額免除とする。英文論文の場合は、英文校正料は学会負担とし、図表費を含めて掲載料を免除し、別刷代の半額を免除する。

9. 依頼原稿

依頼原稿は、総説または原著の形式とし、査読を必要とせず、著者校正を行う。依頼原稿の著者は、日本臨床細胞学会会員に限らない。図・表に関しては、和文での作成を許容する。また掲載料に関しては全額免除とする。依頼原稿の形式は、原則として自由であるが、おおよそ総説または原著の形式とし、編集の観点から編集委員会が形式の変更を執筆者に依頼する場合がある。

10. 二重投稿の取り扱いについて

二重投稿の定義に関しては、日本臨床細胞学会としてはInternational Committee of Medical Journal Editors (ICMJE)¹⁾が提唱する基準を参考にし、査読の時点で違反が認められた場合、本誌への採用を行わない。また、既に掲載された論文が二重投稿であることが判明した場合は、その旨の警告を本誌及びホームページに掲載し公開する。具体的には、以下の場合を二重投稿と判断する。

1. 既に同一言語で他誌に発表されたか、あるいは他誌に投稿中の論文と内容が同じとみなされた場合

2. 本誌に投稿された論文の図表等の一部が既に他誌に発表されているにもかかわらず、既報の論文を引用していない場合

3. 言語を問わず、既報の論文を故意に引用していない場合
ただし、以下の場合は二重投稿とみなさない。

1) 政府が命じた調査や、国民の健康衛生上早急に公表されねばならない情報で、公的機関や他の学協会から掲載を依頼され、編集委員会（委員長）が認めたもの

2) 学会発表の抄録あるいはポスターとして発表されたもの（本文中にその旨を記入。例：本論文の要旨は第〇回〇〇学会にて発表した。）

3) 極めて限定された読者を対象とした刊行物（例えば院内ニュースレターなど）に掲載された論文

4) ICMJE¹⁾が是認している、いわゆる二次出版（secondary publication）にあたるもの。
なお、投稿者は以下の事項に留意する。

・著者は論文投稿に際し、論文の一部が他誌に掲載予定あるいは掲載されている場合は、そのコピーを投稿論文とともに提出し、査読を受けること。

・査読委員は査読に際して二重投稿と考えられる論文を発見した場合、速やかに編集委員会（委員長）に報告すること。

・本学会員は本誌への投稿のみならず、他誌に投稿される場合も、二重投稿にならないよう留意すること。

参考文献

1. International Committee of Medical Journal Editors. Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals: Overlapping Publications. <http://www.icmje.org/icmje-recommendations.pdf> (accessed on May 8, 2020)

11. 本規定の改定

投稿規定の改訂は、編集委員会にて決定し、本学会理事会の承認を得る。

1992年（平成4年）	6月一部改定
1994年（平成6年）	6月一部改定
1997年（平成9年）	6月一部改定
1999年（平成11年）	6月一部改定
2009年（平成21年）	5月一部改定
2009年（平成21年）	6月一部改定
2009年（平成21年）	11月一部改定
2010年（平成22年）	4月一部改定
2010年（平成22年）	9月一部改定

2011年（平成23年） 3月一部改定
2011年（平成23年） 8月一部改定
2012年（平成24年） 4月一部改定
2014年（平成26年） 5月一部改定
2018年（平成30年）11月17日一部改定
2019年（平成31年） 3月23日一部改定
2019年（令和元年） 9月24日一部改定
2020年（令和2年） 11月21日一部改定（二重投稿に関する規定追加，等）
2021年（令和3年） 3月6日一部改定
2021年（令和3年） 4月17日一部改定
2022年（令和4年）3月12日一部改定
2023年（令和5年）3月18日一部改定
2025年（令和7年）11月28日一部改定
2026年（令和8年）3月14日一部改定

添付1 Acta Cytologicaへの投稿について

投稿規定はwww.karger.com/acyに明記されていますのでこれに従って下さい。従来は国内での査読を行っていましたが，直接投稿していただくことになりました。

添付2 以下の2項目は毎年の1号に掲載する。

- ・ヘルシンキ宣言
- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

URL(<https://www.mhlw.go.jp/content/000909926.pdf>)

1962年（昭和37年）本誌発刊
2003年（平成15年） 7月30日本規定制定
2004年（平成16年）12月28日全部改正
2008年（平成20年） 7月31日全部改正
2020年（令和2年） 11月21日一部改定